

2007年3月26日
日 本 銀 行

2007年度の考査の実施方針等について

1. 2006年度を振り返って

(1) 2006年度考査の実施状況

2006年度は、国内銀行43先、信用金庫73先、外国銀行・証券会社等15先の合計131先に対し、考査を実施した(図表1)。

また、考査運営面では、金融機関の負担軽減の観点から、前年度に続き、金融機関のリスク管理の状況に応じて貸出査定を行う債務者の抽出数を引き下げた。

(2) 考査・モニタリングを通じて把握された金融システムの状況等

考査・モニタリングを通じて把握されたわが国金融システムの状況や金融機関経営上の課題は、以下のとおりである。

(総括)

金融機関の不良債権は引き続き減少している。信用コストが低水準で推移するも、収益は高い水準にあり、自己資本の充実も進んでいる。

こうした中で金融機関は、リスクテイク能力の回復を背景に内外で与信を伸ばそうとする姿勢を強めているほか、幅広い市場性商品への投資を行っている。さらに、役務収益の増加を企図して金融サービスの拡大や投入資源の増強も進めている。もっとも、基礎的な収益力の強化は引き続き経営上の課題となっている。

また、リスク管理や経営管理の面では、経済・金融環境の変化や制度変更への対応、さらには管理手法の高度化といった取り組みを進めているが、これらの点ではなお課題も多い。

リスク管理面での課題を、主要なリスク・カテゴリー毎に整理すると以下のとおりである。

(信用リスク)

金融機関の信用リスクの状況をみると、不良債権は引き続き減少し、信用コストも低水準で推移するなど、全体として改善が続いている。もっとも、地域金融機関の一部では不良債権比率が依然として高い先も見受けられる。

信用リスク管理の面で、まず自己査定精度をみると、審査での自己査定修正率は前年度に比べて低下した(図表2)。また、企業再生支援についても、景気拡大が続く中で、地域金融機関を含めて債務者区分の改善につながる事例が増えている。もっとも、金融機関によっては、与信審査・中間管理が不十分、

不動産担保の評価・管理が不適切、再生支援先企業の経営改善計画の検証や経営指導が不十分、といった問題がみられた。

金融機関が取組姿勢を積極化させている与信分野についてみると、シンジケート・ローンについては、地域金融機関において、管理がアレンジャーやエージェント任せとなり、審査基準や中間管理に問題のある事例が少なからず見受けられた。また、不動産ノンリコース・ローンについては、審査では、与信額の設定は案件価値を十分に下回る範囲で行われている事例が多いように見受けられたが、利回りが低下しているほか、一部ではキャッシュフロー評価の面で前提に問題のある事例もみられた。審査にスコアリング・モデルを使用した中小企業向け無担保ビジネスローンや住宅ローンについては、自己データが蓄積途上であり、審査モデルの妥当性検証が行われていない先が引き続き多く、債

務者属性に応じた債権プール管理に向けた体制整備が課題である。

信用リスク管理高度化の基礎となる内部格付制度・リスク量計測については、大手銀行では、内部格付制度に基づく債務者評価や与信業務への活用が定着しており、リスク量計測の精度も向上している。地域金融機関でも、内部格付の整備やリスク量の計測に取り組む先が増加しているが、データの蓄積・分析が不十分で内部格付の精度検証を行っていない先や精度が十分でない先もみられる。

また、能動的与信ポートフォリオ管理については、大手銀行では専担部署を設け、大口与信等のリスク削減を中心に取り組みを強化しており、クレジット・デリバティブや債権譲渡等の活用を試みる動きがみられた。さらに、リスク・リターンの向上も展望しつつ、こうした取引をより機動的に行えるようにする観点から、一部の融資の処分権限を専担部署に移す動きもみられ始めている。

（市場リスク）

大手銀行では、市場リスク管理の基本的な枠組みが整備されている下で、2006年度も金利リスクを抑制する債券運用スタンスを継続した。地域金融機関でも総じて慎重な債券運用方針を維持する先が多かったが、貸出の伸び悩みから預証率を高めている先等を中心に、経営体力を勘案した運用枠の設定や経営陣への報告などの管理体制が不十分な事例が少なからずみられた。

A L M (Asset Liability Management) 体制の面では、大手銀行や先進的な地域金融機関では、金利変動やこれに伴う資産・負債の期間構成の変化を想定して、収益分析および金利リスク量の分析を行っている。一方、地域金融機関ではこうしたシナリオ分析が十分に行われていない先が多く、データ整備を含めた体制整備が課題である。

また、株式投資については、全体としては抑制的なスタンスを維持する先が

多いものの、株式純投資を増加させる動きや、取引メリットに着目して政策投資株式を限界的に新規取得する動きが一部で見られている。リスク管理面では、リスク量計測に当たり売却に要する期間を十分踏まえていない事例等が散見された。

この間、多くの金融機関は、収益確保やリスク分散の観点から、仕組商品、クレジット投資、ヘッジファンド等のオルタナティブ投資を積極化させている。これらの商品についてリスク管理体制を検証したところ、地域金融機関を中心に、リスク特性の認識や時価・リスク量の把握、主要な組込資産を含めた格付状況のモニタリング、運用委託契約の遵守状況管理等の面で問題のある先が少なからずみられた。

（決済・流動性リスク）

2006年3月以降3度にわたり金融政策が変更されたが、日常の資金繰り面で大きな問題はみられなかった。もっとも、流動性危機時を想定した緊急時対応については、その内容の具体性や実効性検証の面で不十分な事例が散見された。

（業務リスク^{*}）

金融機関の業務が多様化する一方で、アウトソースの拡大や雇用形態の変化など業務リスク管理を巡る環境は変化している。考査では、事務プロセスに潜在するリスクの把握と対応の実効性に主眼を置いて検証を行ったが、規程類の整備や牽制体制の確保といった業務リスク管理の枠組み、営業店での事務運用の実態把握、事務トラブル発生後の対応策に関する周知徹底、委託先の指導・管理などの面で、引き続き改善の余地がある先が少なからずみられた。

コンピュータ・システムの運行については、大規模なシステム障害は減少傾

* 本稿では、事務、コンピュータ・システム、業務継続など、業務運営全般に亘るリスクを業務リスクと称している。

向にあるが、システムの共同化など金融機関相互間の連関性が強まる下で、共同センターでの障害も発生している。考査では、共同センターを含め決済システムへの影響が大きい先のシステム管理状況や、システム統合・共同化プロジェクトの管理状況を重点的に検証した。その結果、プロジェクトの進捗・品質管理や委託先管理に課題のある事例や、情報セキュリティ管理等の面で改善の余地の大きい事例が少なからずみられた。

業務継続体制については、バックアップ施設（コンピュータ・センターやオフィス）を確保する動きが大手銀行や外国銀行以外にも広がっている。もっとも、重要業務の復旧に関する具体的な目標時間の設定や、訓練を通じた業務継続対応の実効性向上等については、改善の余地が大きい先が少なからずみられた。

2 . 2007 年度の考査の実施方針

(1) 考査の視点

考査では、引き続き金融機関の経営実態の把握に努め、最後の貸し手機能の発揮に備えるとともに、金融機関がリスク管理・経営管理の高度化を進め、経済・金融環境や顧客ニーズの変化に対応して適切な業務展開を行えるよう支援し、それを通じて金融システム全体としての機能や頑健性の向上に貢献していくことに力点を置く。

金融機関のリスク特性は業務や資産の内容等に応じて異なっており、リスク管理のあり方や目指すべきリスク管理のレベルも自ずと異なる。新しい自己資本比率規制（バーゼル ）の考え方も、そうした相違を前提に、金融機関毎のリスク管理向上への自発的な取り組みを促すものといえる。考査における議論においても、金融機関毎のリスク特性や管理の状況に応じて検証や助言を行っていくことに努める。

また考査では、経営陣が、主要なリスクの把握を含め、経営上の課題を的確に認識し対応できるような適切な内部統制の枠組みを構築し運用しているかを重視して、調査や議論を行う。

2007 年度においては、こうした方針の下で、以下の 6 点を基本的視点として考査を実施する。

(経済・金融環境変化に応じたリスク管理面の対応)

金融システムが全体として安定を維持する下で、企業部門を中心に経済活動の拡大も続いており、金融環境も変化してきている。2007 年度においては、金融機関がこうした経済・金融環境の変化に適切に対応し得るようなリスク管理体制を整備しているかを検証していく。

市場リスク管理の面では、金利・市場価格の変動可能性を踏まえた対応の重要性が十分に認識され、仕組商品等を含む有価証券運用はもとより、預金・貸出を含めてストレス顕現時の影響分析等が行われているか、また、そうした分析や議論が有価証券運用方針やALM方針などに反映されているかを検証する。さらに、株価のボラティリティが増大している中、大手銀行を中心に、株式への純投資拡大や企業取引推進を企図した株式新規取得の動きもみられていることを踏まえ、保有目的や処分の実態に照らして株式リスク管理の適切性を検証する。

信用リスク管理の面では、金融機関が与信姿勢を積極化させている分野を中心にリスク管理体制を検証する。例えば、大都市圏を中心とする不動産取引や本邦企業を対象とするM&Aが増加傾向を辿るとともに、これらに関連する金融機関の与信活動も活発化している。こうした状況も踏まえ、考査では、案件の経済価値評価がDCF法等により適切に行われているか、与信ポートフォリオ全体を捉えて与信集中が回避されるような管理体制を整備しているか等を確認する。また、シンジケート・ローンについては、与信額に応じた損失分担が契約上求められている点を十分認識して、参加金融機関自身がリスク管理体制を整備しているか等を検証する。さらに、中小企業向け無担保ビジネスローンや住宅ローンについては、統計モデルを用いた審査を行っている先を中心に、自己データを用いたモデルの事後検証が行われているか、債務者属性毎のプール管理が行われ、それに基づき取組方針やプライシングの見直しが適切に行われているか等を検証する。

(金融資産・取引のリスク特性複雑化に応じたリスク管理面の対応)

近年、金融仲介において、内外のファンドなど非金融機関が関与するケース

が目立つようになっており、本邦金融機関も、融資のみならず多様な形態のデットやエクイティ投資等の形で、こうした資金の流れに関与するようになってきている。

例えば、内外の各種ファンドへの投資や証券化商品等市場性クレジットへの投資が広がっている。これらの投資では、外部の運用・資産管理等の専門家も利用しつつ、相対的に高いリターンを確保することを狙っている場合が多い。もっとも、これらの中にはリスク特性が複雑なものも多いうえ、ファンド・マネージャーやサービサーなど金融機能面での分業が進んでいるだけに、投資判断や運用状況の把握に当たっては、外部運用担当者との面談など幅広い取り組みが求められる。また、地域金融機関においては、オルタナティブ投資の時価やリスク量の把握を、外部業者が提供するシステムやサービスを通じて行っている先が多い。考査では、こうしたケースにおいて、投資を行っている金融機関自身が投資商品のリスク特性を認識し、主体的なリスク管理を行っているか検証する。

さらに、こうした検証・議論を通じて、ファンドの拡大など金融仲介構造の変化に伴う潜在的なリスクの波及経路についても、システミック・リスク回避の観点から中央銀行として知見を蓄積し、金融システムの頑健性の確保に役立てていくことを目指す。

（業務リスク管理にかかる枠組みの検証）

金融機関が提供する金融サービスが一段と多様化しているほか、外部委託や派遣社員の活用も広がるなど業務処理方法も変化している。また、金融機関が取り扱う情報についても、一層厳格なセキュリティ確保が求められるようになっている。こうした中で、金融機関が個別の業務処理の管理状況を悉皆的にチ

エックすることは、益々難しくなっている。こうした状況を踏まえ、考査では、様々な事務・システムリスク管理の面で事務・システムの処理プロセスに潜在する主要なリスクを洗い出す体制が構築されているか、そのうえで、リスクに対して適切な管理の枠組みが用意され規程等で周知されているか、枠組みと実際の運用に大きな乖離はないかを検証していく。

（統合リスク管理の整備・活用）

金融機関がより合理的・効率的な経営を行うためには、各種リスクを統合的に管理し、自己資本の十分性の検証や、リスク・リターンの評価と自己資本の配分等に活用していくことが重要である。考査においては、大手銀行など既に統合リスク管理の枠組みが導入されている金融機関については、まず、リスク量計測の適切性の確認と資本の十分性の検証を行う。このほか、統合リスク管理の枠組みをプライシング、部門・取引採算管理、業績評価等、業務運営に実践的に活用するための工夫について、議論を深めていく。また、連結ベースでのリスク管理状況についても確認する。

統合リスク管理体制の整備途上にある金融機関との間では、新しい自己資本比率規制（バーゼル ）の考え方も踏まえ、管理の考え方と導入・活用に向けた課題や留意点について、経営陣を含めて認識の共有を図る。

いずれにせよ、こうした枠組みの整備や活用方法は金融機関の経営目標や業務・リスク特性に応じて様々に工夫し得るものであり、考査での議論が画一的なものにならないように留意する。

（能動的な与信ポートフォリオ管理）

金融機関が与信のリスク・リターンを客観的に評価できるようになれば、貸

出資産の能動的な入れ替え等を通じて最適な与信ポートフォリオの形成を行うことが可能になる。こうした取り組みは、債権流動化、証券化市場などの拡大を通じて、金融システム全体としての機能を高めていくものと考えられる。

こうした観点から、考査においても、金融機関のリスク特性を踏まえ、能動的な与信ポートフォリオ管理に向けた取り組みの状況を確認するとともに、制度・慣行の見直しなど必要な環境整備について、金融機関と議論を深める。

（円滑な決済の確保と業務継続）

金融機関は、適切な流動性管理と円滑な決済の確保に努めることが求められる。考査では、システムック・リスクの顕現化を抑止する観点から、決済システムに内在するリスクの把握に努めるとともに、金融機関の流動性管理について引き続き検証する。

コンピュータ・システムの運行については、金融機関のシステム統合や共同化のプロジェクトについて引き続き検証を行うほか、システムの複雑化や相互接続の拡大、採用技術の変化に応じて、システムの安定性・信頼性や安全性（情報セキュリティ）が確保されているか等を確認していく。併せて、決済システム全体の安定運行確保という観点から、日銀ネット等での決済量が大きい先を中心にシステム管理体制を検証するほか、金融機関等が業務を委託している先（共同センターを含む）についても必要に応じて調査を行う。

また、業務継続体制の面では、各金融機関の決済システムにおけるプレゼンスに応じ、業務継続に必要な設備や事務体制が確保されているか、適切な業務継続計画が策定されているか、その実効性が確認されているかを検証する。とくに、計画の実効性を高めていく観点から、実践的な訓練の実施とその結果を踏まえた計画内容の見直しが行われているかを重視していく。加えて、テロや

新型疫病等を想定した業務継続計画の検討や、業務継続に必要なインフラのさらなる充実の余地等についても議論を深めたい。

以上のような基本的視点に即して、2007年度考査における重点項目をリスク・カテゴリー別に敷衍すると、別表のとおりである。

(2) 考査運営面の基本方針

日本銀行としては、2007年度の考査運営に当たり、金融機関が考査の機会も利用し、自らの経営の特徴を踏まえてリスク管理・経営管理の高度化を図ることに資するよう、経営陣とも十分に議論を重ね、ともに問題解決の方策を探っていきたいと考えている。その際、オフサイト・モニタリング、金融高度化セミナーとの連携についてもさらに工夫していく方針である。また、必要に応じ監査法人を交えた議論を行いたい。

考査の実施に当たっては、引き続き金融機関の負担軽減に配慮する。具体的には、各金融機関のリスクの状況や金融システムに及ぼす影響度も考慮したうえで、調査対象を絞り込んだ短期間の考査をこれまで以上に活用していく。

さらに、考査・モニタリング関連事務の効率性・安全性の向上を図るため、日本銀行考査オンライン・システムの一層の活用を進めていく。

以 上

(別紙)

(図表1) 考査実施先数の推移

(単位：先)

	2004年度	2005年度	2006年度
国内銀行	46	42	43
信用金庫	67	73	73
外国銀行・証券会社等	40	45	15
合計	153	160	131

(図表2) 考査における自己査定の修正状況

(単位：100件)

	査定件数 (a)	査定修正件数 (b)	修正率 (b)/(a)
2002年度	259	17	6.7%
2003年度	302	19	6.4%
2004年度	235	10	4.5%
2005年度	175	8	4.7%
2006年度	115	4	3.9%

(注) 査定修正は、債務者区分または分類額の変更。

2007年度考査におけるリスク・カテゴリー毎の重点項目

1. 信用リスク

(与信集中リスク)

与信ポートフォリオ管理の観点から、正常先を含めて、特定企業・企業グループや特定業種等への与信集中に係るリスクが適切に認識され管理されているか検証する。

現に与信集中リスクを抱えている先においては、経営陣の認識や改善に向けた具体的な取組状況を検証する。他方、それ以外の先においても、先行きの与信集中リスクの増大を防止するための管理体制が適切に整備され運用されているか確認する。

多様な形態で与信を行っている債務者・案件に対しては、全体としてのエクスポージャーを管理しているか確認する。

(新たな与信形態に応じたリスク管理)

不動産ファイナンスや内外のM&Aファイナンスなど案件のキャッシュフローに着目した与信については、そのリスク特性を十分に踏まえたリスク管理体制が適切に整備され運用されているか検証する。

不動産ファイナンスにおいては、キャッシュフロー見通しが合理的な根拠に基づいているか、キャップレート等の設定に際して当該物件の立地条件や質を十分考慮しているか、対象物件の瑕疵を十分に調査しているか確認する。

M&Aファイナンスについては、外部借入への依存度の高い大規模案件もみられている。こうした取り組みを積極化させている金融機関においては、買収対象事業の将来キャッシュフローの評価が適切に行われているか確認する。

メザニンやエクイティなど劣後性を有する与信形態が取られている場合には、その特性を十分に踏まえた適切なリスクの評価が行われているか検証する。

(シンジケート・ローン)

シンジケート・ローンについては、各参加金融機関が、与信判断時において債務者の状況を十分に把握し、リターンやコベナンツ等の融資条件のチェ

ックを適切に行っているか、与信実行後の中間管理を適切に行っているか検証する。

（小口債権のプール管理）

住宅ローン、中小企業向け無担保ビジネスローンなど、プール単位で管理が行われる小口与信については、顧客属性等関連データの整備状況やそれを活用したポートフォリオ・モニタリングの実施状況等について検証するほか、リスク勘案後の収益性を確認する。また、審査やリスク管理にスコアリング・モデルを用いている場合には、モデル導入後の精度検証の実施状況について確認する。

（貸出債権の証券化）

貸出債権の証券化を行っている金融機関については、対象債権プールや残存するエクスポージャーの価値評価を検証するほか、証券化スキームの適切性を確認する。

（内部格付制度・リスク量計測）

内部格付制度については、その基礎となるデータの蓄積状況や検証体制を確認するとともに、過去のデフォルト実績等も踏まえてその精度を検証する。

内部格付制度が未整備または導入後間もない金融機関においては、その実情に応じて、データの蓄積や検証などの体制整備、内部格付の活用方法等に関し助言を行う。

内部格付制度が整備されている金融機関においては、与信ポートフォリオの期待損失（ EL ）・非期待損失（ UL ）の計測やシナリオ分析を通じて、与信集中リスクや景気循環の影響等を評価し、与信ポートフォリオ全体における信用リスクのコントロールやリスク勘案後の収益性について議論する。

計測の前提となる各種リスク要素については、債務者のデフォルト実績、担保処分実績等のLGD関連データ、債務者のグループ管理の状況等を踏まえ、その妥当性を検証する。

（能動的な与信ポートフォリオ管理）

金融機関の状況に応じて、能動的な与信ポートフォリオ管理の考え方について認識の共有を図るとともに、そのためのリスク・リターンの客観的な把握や、必要な制度・慣行の見直し、市場整備等の定着に向けて議論する。

2. 市場リスク

(リスク管理の基本的枠組み)

金利・市場価格の変動可能性を踏まえた対応の重要性が十分に認識され、適切なリスク管理体制が構築され運用されているか、検証する。

部署間の相互牽制体制やリスク枠・損失限度額管理等の具体的な管理手法が適切に整備され、実際に運用されているか、また、そうしたリスク管理体制の機能状況が適切に監視されているか検証する。

将来の金利の変動可能性を踏まえ、資産・負債構造面での変化（例えば、流動性預金、定期預金の構成等）も勘案したALMの体制整備・運用がなされているか検証する。

ALMの一環として、当初金利固定型など複雑な商品を含め住宅ローンのウエイトが大きい金融機関については、様々な金利シナリオの下での商品間シフトや期限前返済等の可能性を想定した金利リスク管理に関して、議論を深める。

(オルタナティブ投資)

仕組商品、ファンド投資、市場性クレジット投資など、内外のオルタナティブ投資については、経営陣を含めてリスク特性を十分理解したうえで、適切な内部手続に従い投資判断がなされているか、また、購入後の管理体制が適切に整備され運用されているか検証する。

投資商品の価値の把握に外部モデルや業者レポート等を利用している場合を含め、様々な市場の変化に対する価値の変動可能性と収益・自己資本への影響が十分認識されているか確認する。また、評価損拡大時の対応方針・ルールが策定されているか、解約の諸条件に伴うリスクを十分認識しているか確認する。

ファンド投資においては、外部委託形態での投資である点を十分認識し、ファンド・マネージャーの運用実績や運用方針の遵守状況の確認など定性的側面も踏まえたリスク管理を行っているか確認する。

(株式投資)

株式投資については、純投資・政策投資などの保有目的に応じ、売却に要する期間等の実態を十分に踏まえ、価格変動リスクの計測・管理が適切に行われているか検証する。

3 . 決済・流動性リスク

システミック・リスクの顕現化を抑止する観点から、決済システムに内在するリスクの把握に努めるとともに、金融市場の環境変化を踏まえ、決済や流動性の面のリスク認識、リスク管理体制の整備・運用状況を引き続き検証する。

円貨・外貨両面で決済・流動性管理体制を検証するほか、流動性逼迫時の緊急対応について、計画内容や訓練の状況を踏まえその実効性を確認する。

4 . 業務リスク

(リスク管理の基本的枠組み)

事務リスクおよびコンピュータ・システムリスクについて、事務・システムの処理プロセスに潜在する主要なリスクを洗い出す体制が構築されているか、そのうえでリスクに対して適切な管理の枠組みが整備され規程等で周知されているか、枠組みと実際の運用に大きな乖離はないか検証する。

リスクが顕現化した場合の金融機関経営への影響度に応じて検証する。

(コンピュータ・システムリスク)

決済システム全体の安定運行を確保する観点から、日銀ネットに接続されているシステムをはじめ決済関連システムを中心に、適切なコンピュータ・システムの開発・運用が行われているか、それを担保するリスク管理の枠組みが確立され有効に機能しているか検証する。

金融機関のシステム統合や複数の金融機関によるシステム共同化プロジェクトについては、短期考査も活用し、開発スケジュールに照らして極力適切な時期に点検を行う。

重要なコンピュータ・システムの開発・運用に委託先（共同センターを含む）を活用している場合には、委託先の管理状況も確認する。

また、オープン系システムの導入やネットワーク化が進展する中で、情報セキュリティ面を含め、新技術に対応したリスクへの対策やシステム開発・運行が適切に行われているか確認する。

（業務継続体制）

金融システム全体として業務継続面の対応力を強化する観点から、金融機関が自らの業務中断が金融システムに与える影響も踏まえ、必要な業務継続体制を構築しているか検証する。

業務継続計画については、業務中断に繋がり得るリスク要因の洗い出し、重要業務の選定および復旧目標時間の設定、内外関係先との連携体制の整備等について検証する。テロや新型疫病等を想定した業務継続計画の検討についても議論を深める。

また、業務継続体制の実効性を確保するための訓練実施やその結果を踏まえた計画の見直し等に、継続的に取り組んでいるかも重点的に確認する。

業務継続体制の整備が進み、かつ決済システムに重大な影響を及ぼす金融機関については、さらなるインフラ充実の余地についても議論する。他方、現在、業務継続体制を構築中の金融機関については、整備計画の策定・進捗状況を確認する。

（リスク計量化）

リスクの計量化に取り組んでいる金融機関については、関連データ整備やリスク計測手法等、リスク管理の高度化に向けた議論を深める。

5 . 経営体力・統合リスク管理

（経営体力）

金融機関の経営体力については、想定されるリスクおよびリターンを前提に収益力を確認し、現状および先行きの経営体力の十分性を検証する。

（統合リスク管理）

統合リスク管理の枠組みが導入されている金融機関においては、まずリスク量計測の適切性の確認と資本の十分性の検証を行う。このほか、統合リスク管理を、プライシング、部門別・取引先別等の採算管理、業績評価等、業務運営面で実践的に活用するための工夫についても議論を深める。

金融機関の状況に応じ、ストレス・テストの経営管理上の活用についても議論する。

政策投資株式に自己資本の相当部分を配賦している金融機関につい

ては、株式含み益の取り扱いを含め、保有目的や処分の実態に照らし十分な売却可能性を踏まえたリスク評価が行われているか検証する。

また、子会社等への出資を含め金融サービスの多様化を推進している金融機関やグループにおいては、連結ベースでのリスク管理のあり方について議論を深める。

統合リスク管理体制が整備途上にある金融機関に対しては、金融機関の経営実態に応じて適切なリスク把握手法を意識しつつ必要な議論を行う。

（内部統制）

経営目標を達成していくうえで、内部統制の枠組みが確立され有効に機能しているか検証する。

業務内容等の統制環境を踏まえ、経営陣のリスク認識を確認するとともに、各リスクに対応した相互牽制体制や承認手続等の統制活動の機能状況を検証する。また、主要なリスクに対応した規程整備と実務での運用状況を確認するほか、内部監査、監査役監査等の監視活動の機能状況についても、不備事項への対応状況を含めて検証する。